

高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜確認

家保だより第11号でもお知らせしていますが、既に韓国、ロシア等での本病の発生がみられ、国内でも野鳥の死体等から本病のウイルス遺伝子が確認されてきました。平成28年11月28日、青森県と新潟県の家きん農場において、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されましたのでお知らせします。

【発生農場の概要】

- ・青森県の農場：青森県青森市 あひる(フランス鴨)約16,500羽
- ・新潟県の農場：新潟県関川村 採卵鶏 約31万羽

【発生の経緯】

- ・両農場とも死亡羽数が増加した旨の通報を受け、農場に立入検査を実施。インフルエンザ簡易検査(陽性)を経て、その後遺伝子検査を実施し、疑似患畜と確認されました。

家きんの飼養者の皆様におかれましては、日ごろから飼養衛生管理基準の遵守に努めていただいているところですが、以下の点について再度、確認するとともに、確実な実施をお願いします。

「消毒の実施」

- ◆農場や鶏舎の出入り、資材搬入等の際には、消毒を徹底してください。農場訪問者についても、消毒の実施と入場者記録を徹底してください。
- ◆消毒液は、決められた用法・用量を守りましょう。消毒槽も効果のある状態に保ってください。

「野鳥・ネズミ等の野生動物の対策」

- ◆ウイルスの伝播には、野鳥やネズミ等の関与が疑われています。
- ◆家きん舎の屋根や壁面、防鳥ネットの破損の有無を再点検し、破損等があれば速やかに修繕してください。

- ◆飼料保管場所や堆肥舎等の防鳥ネットの設置、こぼれた餌の速やかな清掃等で、農場内に野生動物を誘引しないようにするとともに、給餌・給水設備・飼料保管場所への野生動物の排泄物の混入を防止してください。
- ◆殺鼠剤等による定期的なネズミの駆除とともに、ネズミの通路となる地面の穴を埋める等の侵入防止対策に努めてください。

「異常鶏を発見した際の早期通報」

- ◆毎日の健康観察を特に慎重に行うとともに、今後とも死亡羽数を記録し、その推移に注意してください。
- ◆次のような特定症状が見られた場合は、直ちに家畜保健衛生所にご連絡ください。

同一の家きん舎内で、1日の家きんの死亡率が、過去21日間の平均した死亡率の2倍以上となった場合

ただし、設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等高病原性鳥インフルエンザ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、除きます。

- ◆下記のような感染の疑いを否定できない場合も、ご連絡ください。

鶏冠、肉垂等のチアノーゼ、沈うつ、産卵率の低下等の症状を呈している家きんがいる場合
5羽以上の家きんが、まとまって死亡している又はまとまってうずくまっている場合

今後の新たな情報については、随時、以下のホームページにより最新情報を確認するようお願いいたします。

神奈川県畜産課ホームページ：<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f521/>

神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

TEL：0463-58-0152 FAX：0463-58-5679

土日・休日・夜間の連絡先：090-6562-7109（防疫課長：宮下）